

JFS-C 認証プログラム文書の概要

一般財団法人食品安全マネジメント協会

I. 改定目的

一般財団法人食品安全マネジメント協会（以下、協会という）は、GFSIによるベンチマーキング要求事項（以下、BRという）2020.1に対するの再承認審査の過程で、ベンチマークリーダー（以下、BMLという）から受けた指摘事項については是正対応として、JFS-C 認証プログラム文書 Version 3.1 を発効する。

II. 改定方針

協会が昨年10月に公表したJFS-C 認証プログラム文書 Version 3.0 に対してGFSIの再承認審査を受ける過程で指摘事項に対する是正対応が必要となり、再承認に必要な追記や修正を行ったJFS-C 認証プログラム文書 Version 3.1 へと改定する。認定機関、認証機関、認証組織の対応については別途通知文を発行する。

III. JFS-C 認証プログラム文書改定の概要

改定事項

- 2.9 本協会は、認証機関が、公式翻訳言語である英語、または組織が求める言語で審査報告書を作成するプロセスを有していることを確認する。
- 3.6.1 本協会は、認証機関が本認証プログラムの要求事項を満たし、かつ効果的な管理を行っていることを実証するために、インテグリティープログラムを定めてこれを実施する。
- 3.6.3 本協会は、認証機関の審査活動についてのデスクトップレビューを実施する際、リスクベースの評価プログラムを実施する。
- 3.6.4 本協会は、認証機関による認証プログラムの要求事項の実施に焦点を当てた、リスクベースの認証機関事務所審査のプログラムを実施する。
- 3.6.5 本協会は、認証機関に対するデスクトップ評価や事務所審査の結果の中で、認証機関の活動におけるKPIを定める
- 3.6.8 本協会は、3.6.1-3.6.7で述べたデスクトップレビュー、認証機関への事務所審査、データベースへの入力事項による認証業務の評価、審査報告書のモニタリングを、インテグリティープログラムとしてのサーベイランス活動の一貫として実施する。それぞれのインテグリティープログラムはリスクベースの評価を行い、考慮されるリスク要因を付属書4にまとめる。インテグリティープログラムの実施の詳細については「JFS-C 認証プログラム文書に係る認証機関に対するサーベイランス活動規程」に定める。
- 3.11 組織がGFSIが承認する他の認証プログラムから本規格に切り替えを希望する際、本規格の認証範囲に相当する場合に限り、規格の移転は可能である。本協会は、移転前の前回の非通知審査を含む審査履歴情報の確認を移転の最低要件

とする。認証機関は、移行に伴う審査の判断と、切り替えの承認についての判断をする。承認する場合は、協会に承認根拠を連絡することを確実にしなければならない。

- **5.2.23) 審査員選定手順**

認証機関は、審査の公平性を保つために、同一サイトでの連続6回以上の審査をしないように、審査員のローテーションを含む審査員選任の手順がなければならない。

- **5.2.2 6) ③**

審査員は、審査において軽微な不適合を確認した場合には、組織に対して、修正処置の実施および是正処置計画の立案と関連の証拠提出を要請しなければならない。原則として審査最終日から30日以内に修正処置の完了および是正処置計画の有効性は検証され、容認可能なものとして承認されること。是正処置の完了および有効性は次回の審査にて評価されなければならない。

- **5.2.31) ①審査報告書は、審査員が適切に審査を実施し、組織の適合性を判断していることを証明するための記録である。認証機関は、審査報告書の準備および作成のための明確な仕組みを持たなければならない。認証機関は、この仕組みに従って審査報告書を作成し、認証決定、認証継続判断後2週間以内に組織に交付しなければならない。**

- **6.2.1 認証機関は、その認定範囲にかかわらず、審査を実施する審査員について、ISO/IEC 17021 および ISO/TS22003 および IAF MD4 に求められる力量を確実にし、以下の要件を確実にするためのシステムと手順を持たなければならない。**

1) 認証機関は、各審査員が、登録したセクターまたはサブセクターについて必要な力量を有していることを確認する記録の保持

2) セクターまたはサブセクターごとに必要な審査員の資格、教育および実務経験（付属書3に規定する。）

3) 認証機関は、各審査員の力量を3年ごとにGFSI承認規格によるオンサイト審査への立会いによって再評価

認定機関の審査立会い評価報告書を認証機関の立会い審査員が確認し、認証機関の通常の上記立会い評価に代わりうる場合のみ、認定機関の審査立会い評価をもって代えることができる。

なお、以下の審査の機会に立会い評価を実施してはならない。

① 臨時審査

② 追加審査

③ 再審査

審査員の力量に疑義が生じた場合、協会は、認証機関に対し、当該審査員の力量を裏付ける証拠の提出を求める。認証機関が、登録されたセクターまたはサブセクターごとの当該審査員の力量を立証することができない場合、協会は、力量が認められなかったセクターまたはサブセクターの登録を削除する。

- **6.2.61) 講師による、教育・訓練**

① 認証機関は、当該認証機関において審査員の教育・訓練を担当する者（以下、「講師」という）に対し、協会が提供する教育・訓練を修了させなければならない。

② 講師は、年次の上記教育・訓練に基づいた教育・訓練プログラムを構築し、審査員に対してそれを実施しなければならない。この教育・訓練プログラムには、

次の各号に掲げる知識および技能の習得を含むこととする。

- 付属書 1 4 複合審査等の事情により最小審査工数を下回る場合、認証機関は、当該裏付け証拠を協会に提出し、理由を説明して承認を受けなければならない。協会は、審査のインテグリティプログラムにおけるリスク要因により工数と審査項目の妥当性が確保されていると判断した場合に限り認める。
- 付属書 2 参考から規程（規定は全ての要素を審査員が力量として持つことを一つ一つ実証することを求めるものではない。）にし、対象を審査員・審査立会評価員・テクニカルレビューアーにした。
- 付属書 3 に認証適用範囲を追記、
- 付属書 4 の追加

以上